

# 1 調査研究概要

## 1-1 調査研究の目的

産業構造の変化や技術革新に伴い雇用形態が多様化するなど、目まぐるしく変化する社会経済状況下においては、働いている者やこれから働こうとする者に対する多様な職業能力開発が必要であり、その基本理念を職業能力開発促進法では次のとおり定めている。

基本理念(同法第三条)

「職業に必要な労働者の能力(以下、「職業能力」という。)を開発し及び向上されることが、職業の安定及び労働者の地位向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることをかんがみ、この法律の規定による職業能力開発及び向上の促進は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつつ雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」

生涯職業能力開発体系(以下、「生涯体系」という。)は、この職業能力開発促進法の基本理念を具現化できるよう、2つの体系から成っている。1つは企業が有する職務を遂行するために必要な職業能力である知識や技能・技術を明らかにするための職業能力体系(仕事の体系)である。もう1つは、教育訓練をどのように進めるかについて、段階的かつ体系的に整理した職業能力開発体系(研修の体系)である。(資料2「生涯職業能力開発体系」について 参照)

このため、生涯体系は職業能力開発に関心の高い企業において、職務やその内容を明確にしたり、教育訓練コースを設定する際の参考資料として活用されている。

また、公共職業能力開発施設においても、訓練ニーズの調査や訓練カリキュラムを策定する際の参考資料として活用されており、我が国の職業能力開発の推進に大きく寄与しているものと思われる。

本調査研究では、社会構造の変化や技術革新に伴う職務内容の変化に注目し、過去に策定した職業能力体系の見直しを図ることにより、中小企業等における職業能力開発の推進及び公共職業能力開発施設における訓練内容の充実に寄与することを目的としている。

## 1-2 職業能力体系整備の背景

職業能力開発総合大学校基盤整備センター(以下「基盤センター」という。)では、平成14年から産業分野や業種毎に変化する職務内容を具体的かつ詳細に分析し、職業能力体系の整備を進めてきている。

その結果、平成23年度末までに整備した職業能力体系は、日本標準産業分類における中分類で49業種、小分類もしくは細分類で93業種となっている。しかし、経営

環境や技術革新等の変化に伴い、職務内容は絶えず変化していることから、新規開発・見直しが求められている。

こうしたことを鑑み、有識者からなる生涯職業能力開発体系調査研究会を設置して、本調査研究において取り組むべき業種の検討を行った。その結果、2つの基準を以て、取組業種を選定することとした。1つは、雇用支援機構の職業能力開発施設と企業間において、能力開発の計画や実施が活発化している業種である。具体的には、日本版デュアルシステムや人材育成研究会に積極的に取り組んでいる業種である。もう1つは、過去に職業能力体系を策定したもののうち、経営環境や技術革新等によって職務内容が大きく変化している業種である。

### 1-3 計測機器製造業選定の経過

測定機器関連業種の職業能力体系については、平成15年度に計測機器製造業の中央団体である一般社団法人日本計量機器工業連合会（以下、「計工連」という。）の協力を得て整備している。

当時、計工連からは「職務内容について段階的かつ体系的にまとめることは有用である」とのご理解・ご協力を頂くとともに、測定機器については国内外の基準の変更や技術革新のスピードが速いため、頻繁に業務内容の見直しが必要との意見も頂いていた。また、整備後10年近くが経過し、日本経済の変動や技術革新などにより職務も高度化・多様化していることから、職務分析の見直しが必要な業種の一つとして、計測機器製造業が選定された。

当該調査研究会の検討結果を受けて、計工連と協議を行った。計工連は、1952年に計測機器の高度化等を通じ、計量計測機器産業の振興、発展を図り、もって我が国経済及び国民生活の向上に寄与することを目的に設立された全国組織であり、多様な事業を展開している。

事業内容としては、「計量計測の技術開発に関わる事業」、「計量計測の調査研究に関わる事業」、「計量計測に関わる規格作成と普及」等、多様な業務を行っており、業界の発展に努めている。

計量に係る国際標準への準拠や規格作成、環境アセスメントへの対応、製品の安心・安全を支える技術動向、輸出入に関する規定等、計工連では、現在の技術動向等を鑑み多種多様な講演会や研修会を実施するなど、能力開発の推進に積極的に取り組んでいる。

今回の見直しに当たっても、業界として多方面から技能水準の維持・向上、技術革新に伴う企画・設計・施工技術の習得、安全で安心できる商品の提供等が求められていることから、既存の職業能力体系の充実を図ることにより、能力開発を推進するための資料として、活用が期待できるとのご了解を頂き、協力を頂くこととなった。

計工連の傘下企業から 3 名の委員を推薦頂き、作業部会を立ち上げ、職業能力体系の見直しにあたった。

#### 1-4 計測機器製造業の分類

職業能力体系整備の対象業種名は概ね日本標準産業分類<sup>1</sup>に基づいており、平成15年度においては、測定機器関連業種は「精密機器具製造業」(中分類)に分類されていた<sup>2</sup>ため、「精密機器具製造業」(中分類)の名称で職務分析を行った。

その後、平成19年11月に日本標準産業分類は改定され、測定器関連業種は中分類名が業務用機械器具製造業に、少分類名も計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業・理化学機械器具製造業に変更された。

業務用・サービスの生産に供される機械器具を製造する事業所は業務用機械器具製造業(中分類)に分類され、主な製品として、事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器など広範囲にわたっている。

このため本調査研究では、平成15年度に整備した当該業種の職業能力体系の内容を勘案し、計測器を中心とした製造業に絞り、「計測機器製造業」として取り扱うこととした。

---

<sup>1</sup> 総務省 統計局 日本産標準業分類 <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>

<sup>2</sup> 測定器関連の職業能力体系を作成した平成15年度当時の日本標準産業分類(第11回改定版 平成14年3月)においては、測定器関連牛主は大分類 F:製造業、中分類:31 精密機器具製造業、小分類:311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業に分類されていた。